

## 温泉行政をめぐる最近の動き

平成16年7月以降 一部の温泉地において、表示なく温泉に入浴剤を添加するなど温泉を巡る問題が発生

平成16年10月 中央環境審議会自然環境部会「温泉小委員会」設置

平成16年11月 「温泉事業者による表示の在り方等について」  
中央環境審議会へ諮問

平成16年11月～平成17年2月 「温泉小委員会」における審議

平成17年2月10日 「温泉事業者による表示の在り方等について」  
中央環境審議会から答申

(答申のポイント)

温泉利用施設において義務付けられている温泉成分、禁忌症等の掲示事項に新たに次の事項を加える。

1. 温泉に水を加えて利用する場合は、その旨及びその理由
2. 温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由
3. 浴槽で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
4. 温泉に入浴剤を添加し、又は温泉を消毒して利用する場合は、添加した物質の名称又は実施した消毒方法及びその理由

さらに、中長期的課題として

温泉資源の保護対策、温泉成分の有効期間の設定、温泉利用許可の更新制、温泉の魅力を高める総合的な方策、温泉を核としたまちづくり、清掃・衛生管理等 について取り組むことが求められた。

平成17年2月24日 「温泉法施行規則の一部を改正する省令」公布  
(平成17年5月24日施行)

平成17年2月～平成18年2月

＜温泉をめぐる出来事＞

○東京都北区の温泉掘削現場におけるガス噴出・火災事故

(平成17年2月10日発生(けが人なし))

温泉掘削現場で噴出した天然ガスによる火災が発生。

その後、東京都は掘削許可を取り消し、原状回復がなされた。

○秋田県泥湯温泉における硫化水素ガス死亡事故

(平成17年12月29日発生(4名死亡))

旅館から少し離れ、冬季は閉鎖されている駐車場近くで発生。積もった雪の中に自然にできた空洞(くぼ地)に硫化水素ガスが滞留し、高濃度になったところに雪を踏み抜いて転落した可能性が高いとみられている。

○秋田県乳頭温泉郷雪崩事故

(平成18年2月10日発生(1名死亡、16人負傷))

秋田県仙北市の乳頭温泉郷の旅館「鶴の湯温泉」付近の斜面で雪崩が発生した。入浴中の客15人と屋外配管作業を行っていた作業員2人が雪崩に巻き込まれた。

平成18年3月1日 「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を告示(平成18年3月1日環境省告示第59号)

温泉には種々の成分が含まれており、その利用方法を誤ったり、あるいは、温泉の利用施設等の管理が適切でない等のため、人体に思わぬ障害を与える場合があることから、昭和50年7月に、「温泉の利用基準について」(環境庁自然保護局長通知)を発出し、適正な温泉の利用がなされるよう周知を図っていたが、秋田県泥湯温泉において硫化水素ガスが原因となる死亡事故が発生したことなどから、改めて、硫化水素含有泉施設における温泉利用施設の設備構造等基準を告示し、更なる注意喚起を行った。

## 平成18年6月 環境省自然環境局に温泉行政の諸課題に関する懇談会が設置 され検討が開始された

(懇談会開催の趣旨)

平成17年2月に取りまとめられた中央環境審議会答申(温泉事業者による表示の在り方等について)において、中長期的課題として掲げられていた項目のうち、主として温泉資源の保護対策及び温泉成分等の情報提供の充実等に関する対応の方向について検討を行うため、温泉に関する有識者から意見をいただく必要があるとの認識から、懇談会を開催することとした。

### 平成18年7月～8月

#### <温泉をめぐる出来事>

○北海道において温泉の枯渇をうかがわせる現象が話題となった

(平成18年7月)

北海道浦河町の温泉利用施設において、源泉(動力揚湯の井戸)に川の水を引いていたとの報道をきっかけに、改めて温泉の成分・泉温を分析した結果、7年前の利用許可を得る際に分析したときには27℃であった泉温が13℃にまで低下しているなど、温泉法上の温泉の定義を満たさなくなったことから、温泉利用ではない公衆浴場に営業形態を変更することとなり、多くのマスコミで取り上げられた。

○群馬県における温泉掘削不許可処分取消請求事件

(平成18年8月31日、東京高裁判決)

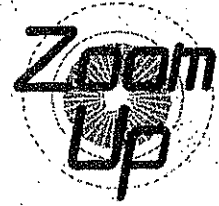
温泉掘削許可申請を群馬県が不許可処分としたことを巡る裁判で、東京高等裁判所は、県の調査結果では申請の掘削が他の温泉に影響を及ぼすかどうか不確かであり、かつ、周囲の既存源泉所有者の同意書の添付がなかったことは温泉法の不許可事由に該当しないとして、県の不許可処分の取消を命じた前橋地裁判決を維持した。その後、県は上告せず敗訴が確定している。

### 平成18年10月27日

#### 温泉行政の諸課題に関する懇談会 報告書取りまとめ

東京都北区の温泉掘削現場で起きた天然ガス火災。警視庁は業務上失火などの疑いもあるとみて、関係者から事情を聴くなど出火原因の特定と責任の所在を捜査している。東京都内は空前の「温泉ブーム」。住宅密集地周辺な

# 危機管理ずさん



どでの源泉掘削が増えており、今後とも同様の火災が起きることも懸念されている。鎮火まで丸一日以上を要した今回の大規模火災は避けることはできなかつたのか。今後の捜査の「焦点」を探る。  
(荒井敬介)

## 北区の温泉掘削火災

「過去の地質調査や採掘工事の経験上、(現場の地下に)これほど高濃度のガス田があるという認識はなかった」

温泉掘削を請け負った「明間ボーリング」(秋田県大館市)の明間高遠社長(右)は、誤算を認めながらも、「不可抗力」を強調する。東京都千代田区、神奈川両県には国内有数のガス田地帯「南関東ガス田」が広がる。だが北区は専門家の間でも、このガス田からわずかながら外側と考えられていた。高濃度のガス田地帯の掘削

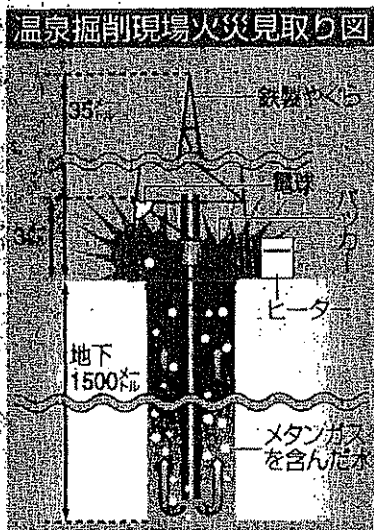
### ■誤算

では、大量の水溶性ガスを含んだ水の噴出に備えて「暴噴防止装置」(BOP)が使われるが、今回は穴をふさいで地下水の噴出を抑える「パッカー」という装置を設置するにとどめられていた。

「工事の認可した都は「許可申請の文面をみる限りでは、BOPを使うものと思っていた」としているが、明間側は「パッカーは十の圧力に耐えられ、引火さえしなければ噴出を抑えることのできた」とガス対策に不備はなかったとの見解を示している。

### ■ブーム過熱

温泉ブームを背景に都内で



温泉掘削現場火災見取り図

は掘削数が急増。今年度も都は十一件の掘削を許可しているが、温泉法にはガス対策の規定がない。「ガスは水に溶けているため、濃度や規模は掘ってみないと分からない」(専門家)のが実情で、都にも安全対策のガイドラインは常識という。

ない。ブームに危機管理が追いついていないという。一方、出火原因については、噴出した水が、明かりのためにこぼれ落ちていた裸電球にぶつかり引火した可能性と、現場近くにあった作業員の石油ヒーターから引火した可能性が疑われており、警視庁科学捜査研究所で特定を進めている。  
ある掘削業者は「裸電球は無防備過ぎでは」と指摘。「ガスが噴出するかもわからない掘削現場で、石油ヒーターを近くに置くなんて信じられない。北国ならまだしも」とも。この業者によると、ヒーターは休憩所などの屋内に設置し、火気は掘削現場に近づけないのが、現場の

## 火元？ 裸電球・ヒーター「無防備過ぎる」

### ■防火対策は

大規模火災で近年、刑事責任が追及されたケースでは、担当主任らが業務上失火容疑で書類送検された平成十五年九月のプリヂェストン栃木工場(栃木県那須塩原市)火災や、担当係長らが同容疑で書類送検された昨年五月の三菱重工長崎造船所(長崎市)のカーフェリー火災などがある。

いずれも十分に予見可能だった火災について回避する防火対策を怠っていたかどうか」が焦点だった。今回もガス対策に加え、火元管理が徹底されていたかどうかが刑事責任の有無を判断する上で大きなポイントとなる。

宮崎県西都市の温泉掘削現場で十五年に起きた類似のガス火災では、作業員がたばこに火をつけようとして引火するなど、ガス対策以前に「火元対策」に重大なミスがあり、業務上失火などの容疑で刑事責任が追及されている。捜査関係者は「裸電球やヒーターの管理状況に、重大な問題やたばこの火に匹敵するミスがあったかどうか調べる必要がある」と指摘している。

# 重体の父親も死亡

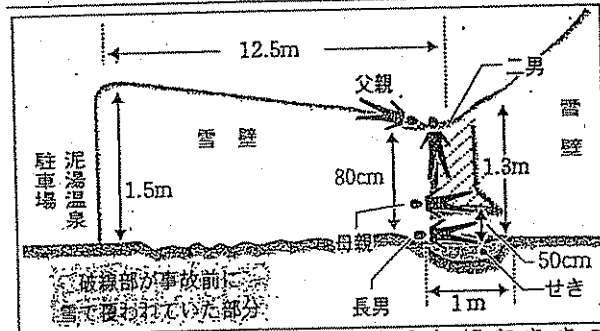
## 一家 硫化水素中毒が原因

### 泥湯温泉事故

泥湯温泉の熱で雪の中  
にトンネルのような空洞  
（高さ五十センチ）ができて  
いた。  
妻の理恵さん（四十二）、  
長男日々太君（八）、二男  
智也君（六）の二人の子ど  
もたちは、くぼ地の軟ら  
かな雪を突き破り、硫化  
水素ガスが  
たまって  
いた空洞に落  
ちたような  
格好になっ  
たとみられ  
る。普段、  
せきは雪で  
覆われ、く  
ぼ地もない  
という。三  
人が落ちた  
場所の硫化  
水素濃度は  
一一八パー  
セントだっ  
た。同署  
は事故当時  
はその数倍  
以上の高濃



同署は同日午前十時半  
前から興奮機動隊員らと  
ともに現場で実況見分を  
実施。ガスマスクとポン  
ペを装着した同隊員ら  
がくぼ地や周辺のガス  
の発生状況などを調べ  
た。  
現場は、高さ約一・五  
メートルの雪で囲まれた駐  
車場から二・五メートル離れ  
たところで、直径一・五  
メートルのくぼ地となっ  
て



破損部分が事故前に  
雪で覆われていた部分

度、硫化水素が充満していた  
可能性があるとしてい  
る。また、松井さんが、  
三人が落ちた場所から二  
男を引き上げようとして  
倒れ込むのを、一緒に三  
人を捜していた旅館の従  
業員が目撃しており、同  
署は松井さんも空洞から  
噴き出したガスを吸い込  
んだものとみている。  
同署などによると、子  
どもたちは事故の直前ま  
で、駐車場で円盤遊具  
を投げ合っていて遊んで  
いたという。くぼ地につ  
ながる雪面に足跡が残  
っていたことから、それ  
で飛んだ遊具を取りに行  
った際にくぼ地にはまっ  
た可能性があるとみて  
いる。現場付近への立ち入  
りは禁止されてはいな  
かった。  
この日は、午後一時か  
ら秋田大医学部で司法解  
剖が行われ、母子三人の  
うち、二人の血液から硫  
化水素が検出された。

# 男性作業員が死亡

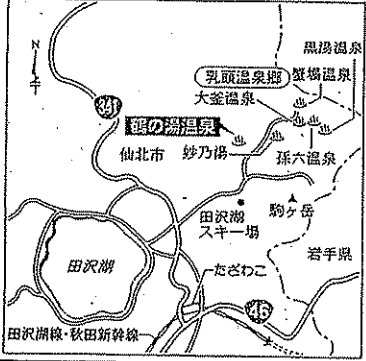
## 入浴客ら15人けが

### 高さ30メートル、幅50メートル崩れる

#### 鶴の湯温泉 雪崩事故



雪の中から救出された男性を搬送する救急隊員ら  
午後3時25分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉



(分報) 鶴の湯温泉 十日午前十一時二十分、仙  
北市田沢湖の乳頭温泉郷「鶴の湯温泉」(佐  
藤和志社)の東側斜面で、高さ約三十メートル、幅  
約五十メートルにわたって雪崩が起き、露天風呂など  
が雪に埋まった。源泉から約一キロメートルの修  
復作業をしていた男性二人が雪崩に巻き込ま  
れ、一人は救助されたが、仙北市角館町西長野  
字月見堂一四三〇一、作業員鈴木太夫さん(50)  
が死亡。湯谷露天風呂や内風呂などに入っていた  
た観光客を含む女性客ら十五人が、首などに軽  
いけがをした。(関連記事26、27面に)

県警によりますと、鈴  
木さんは、同市田沢湖生  
保内の旅館経営者高橋清  
司さん(50)とともに、源  
泉から湯を供給する木  
製の土留の修復作業をし  
ていて雪崩に巻き込まれ  
た。消防や県警など約二  
百人が救出作業に当た  
り、高橋さんは約四時間  
後に救助されたが、鈴木  
さんは午後五時二十五分



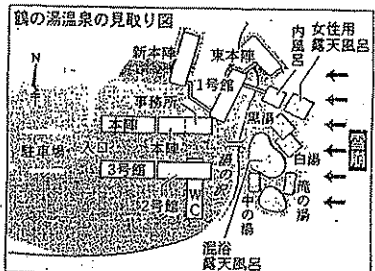
鈴木太夫さん

「女性用露天風呂」で  
意識不明の状態で見られ、約一時間後に市内の  
病院で死亡が確認され  
た。

鶴の湯温泉は、風雪  
内風呂などにも押し寄  
せ、入浴客を巻き込ま  
れ、救出作業に当たった関係  
者によると、鈴木さんが  
発見された女性用露天風呂  
付近では、雪の深さは  
三、四メートルに達していたと  
いう。

同温泉付近では前夜か  
らこの日午前にかけて数  
十センチの積雪があり、秋田  
地方気象台は、固まった  
雪の上に降り積もった雪  
が表層雪崩を起こした  
のではないかとみてい  
る。

同温泉によると、平成  
五年にも同じ場所、今  
回より小規模の雪崩が起

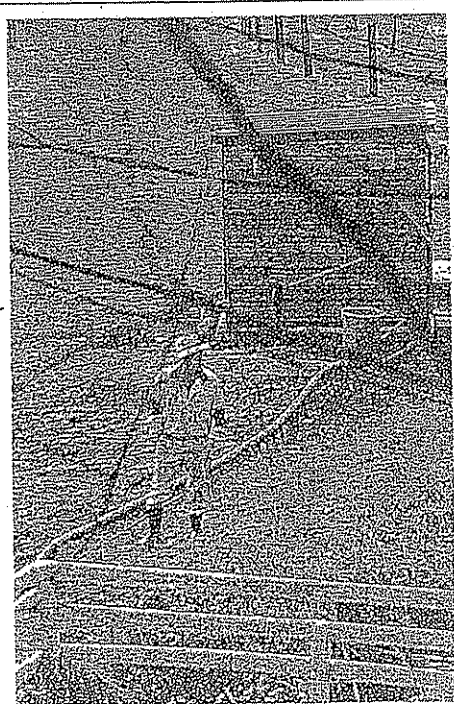


を自滅  
し、対策  
を考えた  
「と語  
している  
二人の  
ほかに行  
方不明者  
がいると  
いう異体  
的な情報  
はない  
全国的に  
の日は開  
浴客が訪  
鶴の湯温  
温泉で死  
鶴の湯温  
光線は県  
地域振興  
での雪害  
を促す文

鶴の湯温泉 3  
50年以上の歴史  
るかやぶ、菅原根の本陣  
は、湯治場として栄えた  
7つの温泉の中で最も古  
い温泉。4種類の泉質の  
異なる源泉があり、それ  
ぞれ白濁、黒濁、中の濁  
濁の湯と呼ばれ、混浴の  
防などと合わせ約百人態  
が死亡した。  
鶴の湯温泉は、乳白色  
のお湯がわく秘湯として  
全国的に人気があり、こ  
の日は関西方面からも入  
浴客が訪れていたほか、  
鶴の湯温泉の「ソニー客も利  
用していた。  
また、この日は黒六温  
泉付近でも三分所で雪崩  
雪を出した。

県内市町村に  
注意呼び掛け  
県観光課

佐藤社長は「はつたかく  
作業に巻き込まれた若い人  
が亡くなったこと、非  
常に残念だ。一週間営業  
確保ができない前後の宿  
泊客もいるため、県警な  
らこの日、午後九時ま  
で捜索を行った。きょう  
十一日は午前九時に、消  
雪機を出した。



本紙記者の目の前で、川の水が源泉に引き込まれていた（4月29日）

## 川の水引き「温泉」

北海道浦河町の第3セクターが運営する温泉で、源泉に近くの小川から水を引き込んでいた疑いが持ち上がり、道や町の水質検査で、源泉が温泉の要件となる水温を満たしていないことが判明した。町は2日に記者会見し、再検査でも要件を満たさなければ「銭湯」にす

北海道の3セク

「銭湯」に格下げへ

る方針を表明した。

この施設は、乗馬体験施設「うらかわ優駿ビレッジAERU」。約1億5000万円をかけて温泉を掘削し、2000年から浦河温泉あえるの湯」として営業を始めた。昨年10月、この施設の運営にかかわる業者間の、札幌地裁での貸金返還訴訟で、温泉の管理を任されていた業者が小川から水を引き込んでいたことを告白した。湧水不足を補うためだったという。

今年4月29日午前4時ごろ、読売新聞記者も川からホースで水を引く作業を撮影。作業員は「一回だけ洗浄に使ったのを偶然見られた」と弁明した。

同町と道は、今月12日に川水と源泉水を検査。27度とされていた水温は、温泉の基準（25度）を下回る約13度しかなく、温泉認定の要素となる19の成分も所定値に達していなかった。

昭和18年7月23日(日)

読売(朝刊 38面)

# 「県の不許可は違法」

## 東京高裁 一審判決を支持

### 温泉掘削訴訟

温泉掘削を不許可とした県の処分は違法として、みなかみ町のレジャー施設経営者が県を相手に、処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が三十一日、東京高裁であった。大宮多啓光裁判長は「掘削が既存の温泉に影響を及ぼすと認められることはできない」などとして、県に不許可処分取り消しを命じた一審の前橋地裁判決を支持し、県の控訴を棄却した。

大宮多啓光裁判長は「一審判決を踏襲し」「既存の温泉所有者の同意書が足りないなどとして、温泉法の規定以外の理由で不許可にしたのは違法」と判断した。

また、大宮多啓光裁判長は、不許可処分を出す前に、

泉所有者の同意を取って掘削をほとんどしなかつたことなどの理由で掘削について源泉所有者と削を認めなかった。

### 源泉保護 懸念する声

温泉掘削に関する控訴一審判決を受け、県内の温泉関係者からは源泉保護の在り方を懸念する声が上がっている。

県観光協会の高崎謙一会長(66)は「現行の温泉法は「温泉資源は無限」という前提

「掘削が周囲に及ぼす影響を見極めるのは難しいが、何かトラブルがあったらどう対応を済ませたい」と話している。

「掘削が周囲に及ぼす影響を見極めるのは難しいが、何かトラブルがあったらどう対応を済ませたい」と話している。

伊香保温泉観光協会の千明三右衛門会長(67)は「以前、周辺

町の掘削により、伊香保の湯量が減るのではと神経質になったことがある。今回のみなかみのケースについては、温泉に携わる立場としては慎重な対応を望みたいのが本音」と語った。